南花台地区「丘の生活拠点」に関するまちづくり連携協定書

南花台地区は、昭和５０年代から入居が始まった戸建住宅及び賃貸住宅中心の郊外開発団地であるが、人口減少及び少子高齢化が進行する中での持続的なまちづくりが課題となっている。河内長野市は第５次総合計画にて、南花台地区を周辺地域の生活を補完する「丘の生活拠点」と位置付け、多世代が住み慣れた場所で安心して快適に住み続けられるまち（スマートエイジング･シティ）の形成を目指し、関西大学と連携して取組みを進めている。

このたび独立行政法人都市再生機構の南花台団地集約型団地再生事業の実施を契機として、南花台地区でのまちづくりについて連携･協力するため、河内長野市（以下「甲」という。）、関西大学（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、南花台地区において甲、乙及び丙が「丘の生活拠点」の形成に向けたまちづくりについて、相互に連携･協力することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（連携･協力事項）

第２条　甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携･協力する。

（１）愛着のある魅力的な街並み形成の推進

（２）安心、安全、快適に住み続けられる都市基盤形成の推進

（３）南花台地区の持続性を高める機能導入の推進

（４）地域資源を活かし多世代が健康で快適に暮らすための多様な連携と支え合いの仕組み構築の推進

（５）まちづくりに関する情報交換及び情報共有

（６）その他甲、乙及び丙による連携・協力が必要と認められる事項

（連絡調整会議）

第３条　前条の連携・協力を円滑かつ効率的に進めるため、連絡調整会議を設置する。

２　連絡調整会議の運営に関する事項は別途定める。

（情報の共有）

第４条　甲、乙及び丙は、連携・協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の年度が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１か月前までに甲、乙又は丙より改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間を１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第６条　本協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

　本協定締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

　平成30年２月20日

甲　大阪府河内長野市原町一丁目１番１号

河内長野市長　島田　智明

乙　大阪府吹田市山手町三丁目３番35号

関西大学学長　芝井　敬司

丙　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号

独立行政法人都市再生機構

理事･西日本支社長 西村　志郎